

トップ>相談・手続・窓口>相談窓口>児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口

シェアする ツイートする LINEで送る

最終更新日：令和6年（2024）6月28日

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口

東京都教育委員会では、教職員等による児童・生徒への性暴力等※を早期に発見するため、弁護士を相談員として、相談や通報を受け付ける第三者相談窓口を設置しています。

性暴力ってどんなこと？

必要がないのに
身体に触られる…

SNS でいやらしい
メッセージや画像を
送信される…

着替えているところ
をのぞかれる…

性的なからかいや
冗談を言われる…

身体をしつこく
ながめられる…

自分一人だけ食事や
自宅に誘われる…



※「性暴力等」とは刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫の有無を問いません。